

社会福祉法人盛岡山王会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人盛岡山王会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、評議員選任・解任委員及び役員（理事及び監事）並びに第三者委員等（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、報酬形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等（理事長を除く。）については、業務内容に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 理事長については、事務処理、決済業務のため月2回以上の出勤についての報酬として別表1のとおり支給する。なお、評議員会及び理事会等の出席による報酬については、上記第2号に定める非常勤役員等と同等に支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とする。
- (2) 賞与については、社会福祉法人盛岡山王会職員給与規程第27条及び第28条により、支給する。
- (3) 退職手当については、社会福祉法人盛岡山王会職員給与規程第32条に基づいて、支給する。
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人盛岡山王会職員給与規程第15条に規定する額で、支給する。
- (5) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人盛岡山王会旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人盛岡山王会旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人盛岡山王会職員給与規程第31条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退職した1か月以内に支給する

2 別表1に定める理事長の月額報酬は、第1項第1号に規定する常勤役員の支給日と同日に支給する。

3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額の1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めること

とする。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

平成25年3月26日施行の「社会福祉法人盛岡山王会役員等費用弁償規程」は、廃止する。

別表 1 (理事長の報酬)

役職名	報酬額
理事長	月額 30,000円

別表 2 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬額
業務執行理事 (常務理事)	月額 300,000円

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員

会議名等	報酬額
評議員会、理事会への出席	日額 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	日額 7,000円

(2) 第三者委員等

会議名等	報酬額
委員会への出席	日額 3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	日額 3,000円